

# 確定申告が

# 始まります！

## 確定申告とは

1月1日から12月31日までの1年間の所得と、それに対する税金を自分で正しく計算し、申告する制度のことです。

確定申告には、税金を納める場合と、戻してもらう場合（還付）の2つのケースがあり、事業を経営する人のほかに、サラリーマンや年金の受給者なども対象になることがあります。ご自分で確定申告をする必要があるかないかを確かめ、申告が必要な人は、早めに準備をお願いします。

平成27年分 確定申告

申告書の作成は自宅のパソコンで

Step1 国税庁ホームページで申告書を作成

Step2 プリントアウトして送付

ネットでの送信 (e-Tax)

申告と納税

所得税および復興特別所得税 贈与税  
平成28年 3月15日(火)まで

消費税および地方消費税 (個人事業者)  
平成28年 3月31日(木)まで

確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」の記載漏れのないようご注意ください。

## 幸田町役場での申告相談について

【問合せ】 税務課 町民税グループ (内線161)

相談期間	相談会場	相談時間	税目	当日持参するもの
2月16日(火)～3月15日(火) (土・日曜日を除く)	幸田町役場 4階ホール	午前：9時～正午 午後：1時～4時	町県民税 ・ 所得税	・印鑑、収支計算書、源泉徴収票、 そのほか所得が分かるもの ・国民年金、生命保険などの支払い 証明書

\*受付用の番号札を午前7時30分から役場正面玄関にて、午前8時30分から午後4時まで相談会場にて配布していますので、順番をお取りになりたい人はご利用ください。なお、午前9時から番号順に受付を始めますが、お呼びしたときに会場にいない場合は再度番号札を取り直していただきますのでご了承ください。

## 岡崎税務署からのお知らせ (4ページまで)



【問合せ】 岡崎税務署 ☎58-6511

\* 税務署の電話番号にお掛けいただくと、自動音声により案内します。  
所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税の確定申告並びに贈与税の申告に関するご相談の場合は「0」を選択してください。  
(3月15日までご利用いただけます)

所得税および復興特別所得税・  
消費税および地方消費税の  
確定申告について

## 確定申告会場

とき：2月16日(火)～

3月15日(火)

午前9時～午後5時  
(土・日曜日を除く)

\*ただし、2月21日(日)、2月28日(日)は開設しません。

申告書の作成には時間を要しますので、午後4時までにお越しください。

ところ：岡崎合同庁舎

5階 共用大会議室

岡崎市羽根町字北乾地50番地1  
(シビックセンター隣)

【内容】 パソコンを利用した確定申告書などの作成。

\* 申告書の提出のみの人は税務署1階へご提出ください。

**所得税および復興特別  
所得税の確定申告が  
必要な人**

**1 給与と所得がある人**

- ① 給与の収入金額が2,000万円を超える人
- ② 給与を1か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円を超える人
- ③ 給与を2か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が20万円を超える人

\* 給与所得の収入金額の合計額から、所得控除の合計額（雑損控除、医療費控除、寄付金控除および基礎控除を除く）を差し引いた残りの金額が150万円以下で、さらに各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円以下の人は、申告は不要です。

**2 公的年金などに係る雑所得がある人**

公的年金などに係る雑所得のみ

で、公的年金などに係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと、残額がある人は確定申告書の提出が必要です。

ただし、公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、その公的年金などの全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金などに係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下である場合には、所得税および復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

\* 所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

\* 所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、次に当てはまる人は住民税の申告が必要な場合があります。

- ① 公的年金などに係る雑所得のみがある人で、公的年金などの源泉徴収票に記載されている控除以外の各種控除の適用を受けているとき
- ② 公的年金などに係る雑所得以外の所得があるとき

**3 退職所得がある人**

外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものがある人は、確定申告書の提出が必要です。

ただし、退職金などの支払者に「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合、一般的に退職所得に係る所得税および復興特別所得税は源泉徴収により課税が済むこととなりますので、退職所得の申告は不要となります。

**4 1〜3以外で必要な人**

各種の所得金額の合計額（譲渡所得や山林所得を含む）から、所得控除を差し引き、その金額（課税される所得金額）に所得税の税率を乗じて計算した税額から配当控除額を差し引いた結果、残額のある人は、確定申告書の提出が必要です。

\* 1〜4にあてはまらない人であっても、上場株式などに係る譲渡損失と配当所得との損益通算および繰越控除の特例の適用を受ける人などは確定申告書の提出が必要です。

**所得税および復興特別  
所得税の確定申告を  
すれば税金が戻る人**

確定申告の必要がない人でも、次のいずれかに当てはまる人などで、源泉徴収された税金や予定納税をし

た税金が納め過ぎになっていたり場合には、還付を受けるための申告（還付申告）により税金が還付されます。

- ① 年の途中で退職し、年末調整を受けずに源泉徴収税額が納め過ぎとなっているとき
- ② 一定の要件のマイホームの取得などをし、住宅ローンがあるとき
- ③ マイホームに特定の改修工事をしたとき
- ④ 災害や盗難などで資産に損害があったとき
- ⑤ 多額の医療費を支出したとき
- ⑥ 特定の寄附をしたとき

**確定申告に必要なもの**

- ① 税務署からのお知らせがき、またはお知らせ通知書（郵送された人のみ）、確定申告書類（郵送された人のみ）
- ② 前年の申告書の控・利用者識別番号の分かる書類
- ③ 源泉徴収票の原本（給与や年金のある場合）
- ④ 医療費の領収書や生命保険料控除証明書など、各種控除を受けるための書類
- ⑤ 印鑑

\* 上記以外の書類が必要となる場合もあります。  
詳細は税務署へお尋ねください。

## 復興特別所得税の記載 漏れにご注意ください

平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の2.1%）を所得税と併せて申告・納付することとされています。

確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」欄の記入漏れのないようご注意ください。

## 確定申告と納税の期限

所得税および復興特別所得税、贈与税の確定申告期限および納期限は、3月15日（火）です。

消費税および地方消費税の確定申告期限および納期限は、3月31日（木）です。

## 振替納税利用のお願い

所得税および復興特別所得税や消費税および地方消費税（個人事業者）の納税は、便利で安全な口座振替を、ご利用ください。

●所得税および復興特別所得税の振替日 4月20日（水）

●消費税および地方消費税の振替日 4月25日（月）

## 税理士による無料税務相談所

- と き** 2月16日（火）～2月23日（火） 午前9時30分～午後4時 \*正午～午後1時は休憩。土・日曜日を除く。
- ところ** 幸田町商工会
- 対 象** ①前年分の所得金額が、300万円以下（青色事業専従者給与額・青色申告特別控除額または事業専従者控除を控除する前の金額）の事業所得者、不動産所得者  
②消費税課税事業者である場合には、基準期間（平成25年分）の課税売上高が3,000万円以下で①に該当する人（ただし、簡易なものに限る。）  
③給与所得者および年金受給者（ただし、所得金額が高額な者、相談内容が複雑な者は除く）。  
\*譲渡所得（土地、建物および株式を売られた人）、山林所得、贈与税および相続税の申告・相談は行っていません。

## 「平成27年分住宅借入金等特別控除の確定申告説明会」

- と き** 2月4日（木）～2月12日（金） 午前9時～午後5時（土・日曜日・祝日は除く）  
\*申告書の作成には時間を要しますので、午後4時までにお越しください。
- ところ** 岡崎合同庁舎 5階 共用大会議室
- 対 象** ①給与・年金所得者の方で、平成27年中に住宅ローンなどを利用して住宅（居住用）を新築・購入または増改築し、一定の要件に該当される人  
②平成27年中に住宅取得等資金の贈与を受けた人
- 持ち物** 必要な書類などについてのご質問は、岡崎税務署（☎58-6511）へお問い合わせください。

## 手書きで申告書を作成されている人へ

申告書は、国税庁ホームページで作成できます!!

[国税庁ホームページ](#)

確定申告

検索

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただければ、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます。

平成27年分の確定申告に当たっては、「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただき、作成した確定申告書は、印刷して所轄税務署に郵送等により提出してください。また、「e-Tax（電子申告）」を利用して提出することもできます。詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

所得が「給与・公的年金」のみの人は必見!!

「『確定申告書等作成コーナー』って難しそうだな」という人へ

給与所得者または公的年金所得者の方向けの申告書作成画面を新設しました。

初めての人でも操作がしやすい画面となっておりますので、ぜひご利用ください。

2ページ下段～このページに関するお問い合わせは 岡崎税務署へ ☎58-6511

# 役場で町県民税の 申告・確定申告を 受け付けます

## 申告期間

2月16日（火）～

3月15日（火）

午前9時～正午、  
午後1時～4時  
（土・日曜日を除く）

\* 町県民税の申告は、2月5日（金）から受け付けます。

## 町県民税の申告

平成28年1月1日現在、幸田町に住民登録のある人で、次のいずれかに該当する人は、町県民税の申告が必要です。ただし、勤務先で年末調整をした人や所得税の確定申告をする人は、町県民税の申告をする必要はありません。

- ① 給与所得者で、給与以外にも所得があった人、または2か所以上から給与を受けた人
- ② 給与所得者で、勤務先から給与支払報告書が幸田町に提出され

なかった人

③ 昨年中に退職し、再就職していない人

④ 公的年金などの受給者で、社会保険料控除や生命保険料控除、地震保険料控除を受けようとする人

⑤ 医療費控除を受けようとする人  
⑥ 土地・建物を売った人で、確定申告の提出義務がない人

\* 昨年中に所得がなかった人でも、所得証明などが必要な人や国民健康保険に加入している人は申告が必要です。

\* 町県民税申告の必要書類は、所得税の確定申告と同じです。（3ページの「確定申告に必要なもの」参照）

昨年、町県民税の申告をした人で申告が必要と思われる人には、1月下旬に申告用紙を郵送しました。申告用紙が届かない人および新たに申告をする人は、受付会場にお越しください。

また、申告書は郵送で提出することもできます。申告書の書き方で分からない点があれば税務課町民税グループへお問い合わせください。

\* 国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している人で、収入が遺族年金などの非課税所得のみや無収入の場合でも、保険税（料）の軽減を受けるために申告が必要です。

## 町県民税の申告・ 確定申告の受付

とき

2月16日（火）～3月15日（火）  
午前9時～正午、午後1時～4時  
（土・日曜日を除く）

ところ

役場4階ホール（確定申告会場）  
持ち物 印鑑、収支計算書、源泉徴収票そのほか所得がわかるもの、国民年金や生命保険などの支払い証明書

\* 申告期間中は大変込み合うため、町県民税の申告に限り、2月5日（金）～15日（月）に受け付けますので、ご利用ください。受付用の番号札を確定申告と同様に行います。

## 確定申告の受付について

申告する所得（収入）が給与所得、公的年金等の雑所得の場合、（確定申告様式A様式の人）は役場申告会場で相談・受付しますが、次の人は役場申告会場では相談できませんので、岡崎税務署で相談してください。

- ① 営業、農業、不動産、株式、土地などの譲渡所得のある人（確定申告様式B様式の人）
- ② 住宅借入金等特別控除・雑損控除を受ける人

③ 個人事業者の消費税および地方消費税を申告する人

④ 平成27年中に贈与を受けた人

⑤ 外国人で所得税の確定申告をする人

⑥ 過年度（平成27年分以外の年分）の確定申告をする人

⑦ 修正申告・更正の請求をする人  
\* 相続などに係る生命保険契約などに基づく年金の申告については岡崎税務署へご相談ください。

\* 確定申告期間中は、確定申告書の提出箱（岡崎税務署行）を1階税務課6番窓口および4階申告会場に設置します（相談や内容の確認が不要で提出のみの方はご利用ください）。

## 公的年金などの収入金額が400万円以下の人へ

平成27年中の公的年金などの収入金額が400万円以下で、当該年金以外の所得金額が20万円以下の人については、確定申告をする必要はありませんが、適用されていない控除がある人については町県民税の申告が必要となります。申告がない場合は、町県民税の税額が高くなる可能性がありますので、忘れずに申告してください。

## 問合せ

税務課 町民税グループ  
（内線101・102）